

## 議案第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

平成31年2月28日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

### 1 趣旨

三陸沿岸道路及び東北横断自動車道釜石秋田線が道路交通法第110条第1項により国家公安委員会が指定する自動車専用道路となる予定であることから、刑事作業手当（交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業）について所要の改正をしようとするものである。

### 2 規則案の内容

交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業に係る手当のうち、「高速自動車国道で行う運転作業」に、「国家公安委員会が指定する自動車専用道路」を追加すること。（第13条第7項関係）

### 3 施行期日（附則関係）

平成31年3月3日から施行すること。

## 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

三陸沿岸道路及び東北横断自動車道釜石秋田線が道路交通法第110条第1項により国家公安委員会が指定する自動車専用道路となる予定であることから、刑事作業手当（交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業）について所要の改正をしようとするもの。

### 2 特殊勤務手当の概要

#### (1) 趣旨等

職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務と認められるものに従事する職員に対して、勤務の特殊性に応じて支給するもの。

条例において、その勤務の特殊性に応じて、現在38種類の手当が規定されている。

#### (2) 支給額

手当ごとの支給額については、条例で月額、日額又は時間等を単位に上限額の範囲を示し、具体の金額については多くが人事委員会規則に委任する形で規定されている。

#### 【刑事作業手当（条例第10条の2）】

- ・ 警察職員が、交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業等で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する手当。
- ・ 手当額は、1の作業1日又は1回につき5,200円の範囲内で人事委員会の定める額。

#### 【交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業に係る手当の趣旨等】

- (趣旨)・ 当該手当は運転行為そのものが支給対象となっており、なかでも取締り作業は、制限速度を超える違反車両の追跡等を主として行われ、違反車両から取締りの妨害を受ける等の事故例も少なくなく、常に災害発生の危険にさらされている。そのため、運転行為そのものに危険性や精神的緊張を伴うことから、特殊性を認め措置されている。
- ・ 高速自動車国道については、昭和52年11月に東北自動車道（一関―盛岡南）が開通したことに伴い、一般道において行う取締りと比較して極めて危険であるとして、支給対象が拡大されたもの。

(内容) 交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業

ア 警ら用無線自動車の運転作業

(ア) 高速自動車国道で行う運転作業

(イ) (ア)に掲げる道路以外の道路で行う運転作業

イ 交通取締用自動2輪車の運転作業

ウ 特殊自動車の運転作業でア及びイ以外のもの

### 3 改正案

次のとおり改正する。

根拠規定	対象業務	改正前	改正後
第13条第7項 第3号ア(ア)	交通取締用自動車 その他特殊自動車 の運転作業	高速自動車国道で行う運転作業	高速自動車国道及び国家公安委員会 が指定する自動車専用道路で行う運 転作業

#### 【改正理由】

国家公安委員会規則において、国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、高速自動車国道と併せて高速道路として高速隊が一体的に交通警察活動を実施することとされている。今般、本県では初めて国家公安委員会が指定する自動車専用道路の供用が開始され、同隊が警察活動を実施することとなることから、当該道路について高速自動車国道と同様に取扱うことが適当であること。

### 4 施行期日

平成31年3月3日に施行すること。(国家公安委員会の指定予定日)

### ＜参考1＞自動車専用道路について

- 国家公安委員会が指定した自動車専用道路（いずれにも該当するもの）
  - ・ 高速自動車国道又は国家公安委員会が指定した自動車専用道路と接続していること。
  - ・ 本線車線が往復方向の方向別に相当の方法で明確に分離していること。
- 道路管理者が指定した自動車専用道路
  - ・ 交通が著しく輻輳して、道路における車両の能率的な運航に支障がある
  - ・ 道路交通騒音により生ずる障害がある又はおそれがある
  - ・ 通常、他に道路の通行の方法があつて、自動車以外の方法による通行に支障がない

### ＜参考2＞東北各県の支給状況

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
高速自動車国道	—	○	○	—	—	○
道路交通法第110条第1項に規定する自動車専用道路	—	—	○	—	— ※検討中	×
交通取締用四輪車/日額	420円	560円（高速） 420円（平場）	560円（高速等） 420円（平場）	420円	420円	460円（高速） 440円（平場）
交通取締用二輪車/日額 [参考]	560円	560円	560円	560円	560円	560円

※ 青森県、秋田県及び山形県については、運転作業を行う道路を特定していない。

### ＜参考3＞供用開始（国家公安委員会の指定）予定日

遠野 IC～遠野住田 IC 間：平成31年3月3日

釜石仙人峠 IC～釜石 JCT 間、釜石南 IC～釜石 JCT 間及び釜石 JCT～釜石両石 IC 間：平成31年3月9日

宮城県境～陸前高田長部 IC 間：平成31年3月21日（見込み）

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 条例第10条の2第1項第3号の作業</p> <p>ア 警ら用無線自動車の運転作業</p> <p>(ア) 高速自動車国道で行う運転作業 作業1日につき 560円</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4)～(16) [略]</p> <p>8・9 [略]</p>	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 条例第10条の2第1項第3号の作業</p> <p>ア 警ら用無線自動車の運転作業</p> <p>(ア) 高速自動車国道<u>又は国家公安委員会が指定する自動車専用道路</u>で行う運転作業 作業1日につき 560円</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4)～(16) [略]</p> <p>8・9 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年3月3日から施行する。